

平成 22 年 6 月 1 日

お客様各位

株式会社 沖縄海邦銀行

暴力団排除条項の導入について

沖縄海邦銀行では、政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等に基づき、暴力団等反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進しております。

その取組みの一環として、平成 22 年 6 月 1 日より、銀行取引約定書、普通預金規定、貸金庫規定等を改定し「暴力団排除条項」を導入致します。

暴力団排除条項とは、お取引先が、暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合や、申込時の申告に虚偽があった場合等に、弊行の判断により、お取引を停止し、または契約を解約させていただくことを定めた条項です。

なお、改定後の普通預金規定、貸金庫規定等のお取引約款については、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

また、新規取引のお申込みに際して、お客様が反社会的勢力でないことの確認・審査のため、お申込み当日からのお取引開始が出来ない場合があることを予めご了承下さい。

お客様には、本取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上